

議案第 1 号

平成 2 4 年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について

平成 2 4 年度鳥取県教科用図書選定審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成 2 4 年 4 月 1 7 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問

鳥取県教科用図書選定審議会

平成25年度教科用図書の採択にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定により、下記事項について諮問します。

平成24年4月27日

鳥取県教育委員会委員長

笠 見 幸 子

記

- 1 平成25年度に使用する特別支援学校並びに特別支援学級における教科用図書の採択基準について
- 2 平成25年度に使用する特別支援学校並びに特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について
- 3 都道府県の設置する義務教育諸学校（県立特別支援学校）において使用する教科用図書の採択について

平成 24 年度教科用図書選定審議会の審議、答申の流れ

第 1 回教科用図書選定審議会(4 月 27 日)

県教育委員会から審議会への諮問。

平成 25 年度に使用する特別支援学校並びに特別支援学級における教科用図書の採択基準について

平成 25 年度に使用する特別支援学校並びに特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について

都道府県の設置する義務教育諸学校(県立特別支援学校)において使用する教科用図書の採択について

諮問事項の 、 について協議

諮問事項の の調査研究のための条件について協議

第 1 次答申(5 月)

審議会長から教育委員長へ諮問事項のうち下記の 2 事項について第 1 次答申

- ・平成 25 年度に使用する特別支援学校並びに特別支援学級における教科用図書の採択基準について
- ・都道府県の設置する義務教育諸学校(県立特別支援学校)において使用する教科用図書の採択について

第 1 次答申を受けて、市町村教育委員会及び義務教育諸学校(県立特別支援学校)の校長に対して教科書の採択事務について指導、助言又は援助を行う。

教科用図書調査員による特別支援学校並びに特別支援学級における教科用図書(一般図書)の調査研究(5 月)

第 2 回教科用図書選定審議会(6 月 15 日)

諮問事項のうち下記の事項についての協議。

- ・平成 25 年度に使用する特別支援学校並びに特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について

第2次答申（6月）

審議会長から教育委員長へ諮問事項のうち下記の事項について第2次答申

- ・平成25年度に使用する特別支援学校並びに特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について

第2次答申を受けて、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（県立特別支援学校）の校長に選定に必要な資料を送付

第2次答申を受けて、県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択決定

教科書採択事務の日程

(平成24年度) 学校種別：特別支援学校、特別支援学級

月 / 日	県教育委員会の事務	月 / 日	市町村（学校組合）教育委員会の事務
3 .	・選定審議会委員の選考		
3 21	・選定審議会委員の付議（教育委員会へ）		
3 31	・審議会委員の委嘱		
4 .	・展示会開催通知を市町村教委へ送付		
4 .	・調査員の委嘱		
4 27	・第1回選定審議会（諮問） ・選定審議会から第1次答申		
5 20	・調査員研究		
6 .	・教科書展示会開催（～7/）		
6 15	・第2回選定審議会 ・選定審議会から第2次答申		
6 .	・採択基準、選定資料を市町村教委へ送付	6 .	・県からの採択基準、選定資料受取
7 .	・需要数等報告事務説明会（地区別）		
8 .	・市町村教委からの需要数報告	8 .	・需要数報告
8 .	・市町村教委からの採択結果報告締切	8 .	・採択結果報告 ・需要数報告
9 .	・文部科学省への需要数報告 ・文部科学省への一般図書需要数報告		

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
(昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号)

[資料3]

最終改正:平成一九年六月二七日法律第九六号

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、二十人以内において条例で定める人数の委員で組織する。